

## ADR 検討会（第 1 回～第 7 回）において出された意見等（各論）

（注）本資料は、第 1 回～第 7 回 ADR 検討会において委員から出された意見（ を付したもの）及びヒアリングで出された意見（ を付したもの）のうち各論（法的効果の付与等）に関するものを検討の便宜のために整理したもので、検討会としての意見を集約したという性格のものではない。

### 法的効果の付与に関する基本的考え方

ADR に何らかの法的効果を付与して、利用を促進することも必要である。法的効果の付与等につき検討を進める際には、各 ADR 機関の目指すサービス内容によって、必要な項目が異なってくることを前提に、ある程度の機関からの一定の需要があれば、できる限りそれに応えるという姿勢で検討に臨むべきである。十分な制度設計が行われないうちに、簡単に ADR に法的効果を与えようとする議論は危険である。

ADR に関する手続が機関によってまちまちである状況のまま、執行力等の法的効果を付与することは時期尚早であり、まず ADR の定義付けをはっきりする必要があると考える。

ADR の主宰者には一定の技術レベルや倫理観が必要であり、あらゆる ADR に強力な法的効果を付与するのは問題であると思われる。

### 時効中断効の付与

#### （基本的考え方・留意点）

時効の中断については、明確化する方向で考えてほしい。

時効の中断については、裁判外の催告以上の効果を付与するのであれば、民事調停等との関係や、どのような要件を課すのか、その要件が明確なものとなるのか、手続が進められることが担保されるのかといった点について検討する必要がある。

申立ての内容や時点、相手方に対する通知の時点の確認等の手続がどの程度確保できるのかを考慮しないでは、時効中断効を認めるかどうかを議論をすることはできないのではないかと（そのためには、現在時効中断が認められている行政型 ADR では、申立ての受付についてどういう手続が取られているか、相手方に対する通知が

いつ到達したかの確認がどういう形でされているか等を確認する必要がある。)。  
実態としてADR申立ての中には単なる請求よりも裁判上の請求等に近いものもあり、民法では裁判上の請求や和解のための呼出に時効中断効を認めていることとのバランス、ADRに時効中断効が認められないことにより発生する問題等を踏まえれば、すべてのADRとはいえないものの、それほど厳格に考えることなく、ADRに時効中断効を認めてもよいように思われる。

現在いくつかの行政型ADRに時効中断効が認められていることを考えれば、民間型ADRであるからといって時効中断効が認められないということはない。

したがって、どのような要件を満たせば時効中断効が認められるかを議論の出発点として、現在、時効中断効が認められている行政型ADRから、時効中断効が認められるための一般的な要件を抽出する作業が必要ではないか。

消費者の立場から見て、時効中断効を付与する場合には、次の点に留意すべきである。

- ・ ADR機関が手続を進行しなくても時効が延長されてしまうこと等がデメリットとして考えられるが、主宰者要件で対象となるADRを絞ることはやや法律的にも困難であると思われ、他にこのような制度の悪用・弊害を防ぐ手法はないか。
- ・ 相談・苦情処理にも様々なレベルのものがあ(例えば、単なる相談等で終わるものと、一連のプロセスの中であっせんに移行していくもの)、これらと時効中断の関係についても検討が必要。

消費者の立場としては、時効中断効の付与は必要であると考えており、そのために整備すべき条件について今後提言をしていきたい。時効中断効の付与のための条件として、機関・要件・制度のタイプについて考えてみると、

- ・ 機関に関しては、悪質な事業者による利用を排除することが必要であり、そのために、機関の認定という手段以外にも方法がないかを考える必要がある。
- ・ 要件に関しては、利用者が主体的に手続に関わることが重要である。
- ・ 効果に関しては、「個別労働紛争解決促進法タイプ」のように、ADRでの手続開始時に遡って時効が中断する方式でよいと思われる。この場合、事案がたらい回しにされることが多い現状も踏まえ、どこまでの機関を含むのか、苦情処理からスタートするケースにはどこまで遡るか等について議論する必要がある。

「時効停止タイプ」という言葉を広い意味で捉えたとすれば、民法で規定されている時効停止の概念との混乱が生じないように、用語を整理して議論する必要がある。

また、民法から離れた時効中断事由を認めるべきではなく、基本的には民法で認められている中断事由をベースに、対象や要件を考えた方がよいのではないか。

ADRを「裁判と並ぶ」ものでなく、「裁判につなぐ」ためのものとして活性化を

図るものと捉えれば、あまり大きな権力をADRに付与することは適当でなく、現行制度を少し拡大する形で、ADRにある程度の力を付与することが望ましい。時効中断効の付与についても、このような観点から考えるべきである。

時効中断効を付与する対象として、相談や苦情処理を取り込むために、それなりに交渉の実態がある部分についても時効中断効を認めることはできないか。

### （時効中断効付与の方法）

ADRの時効中断効は、民事調停等と同様に認められるべきである。

- ・ 時効中断効の付与の是非を議論する際、時効制度とは何かという根本的な議論をすることになる。

民法制定当時には、権利を確保するために相手方に何らかのアクションを起こす行為に時効中断効を認めることとしており、これらは条文の中にすべて網羅されていたはずであるが、その後創設された制度には時効中断効が規定されておらず、法の欠缺（けんけつ）が生じているものと思われる。民法制定当時には制度がなかった民事調停についても、民法の類推適用によって、申立てに時効中断効が認められているところであり、現在制度を作ろうとしているADRについても、法の欠缺（けんけつ）を埋める作業が必要である。

私的自治の観点からも、交渉をしている間に時効が成立してしまうといった弊害を除去すべきであり、ADRについて時効中断効を認めるべきである。

- ・ その際、主宰者の要件を課すことは立法技術的に難しく、また、ADRを規制することにつながるおそれもあるため、主宰者の観点ではなく、当事者の観点から立法すべきである。主宰者の要件に関する問題も含め、ADRにおける手続如何では時効中断効を認めるべきでない場合があったとしても、それは、訴訟で時効中断の有無が争点になった場合の立証の問題として解決できるのではないか。

申立て時期や要件の充足性をすべて立証の問題として解決しようとする、裁判で、徒に時効中断の抗弁が出され、審理が必要な案件が増えてしまうのではないかと懸念がある。裁判所の事務負担という観点からは、定型的に時効中断効があるといつてよいだけの実態があるようなADR申立てに限って認めるべき。

ADRに時効中断効が認められれば、現在、裁判が受けている事件の一部はADRに流れるので、裁判所の負担は軽減されるという理解が国際的な認識であり、ア prioriに裁判所の負担が増えるので困るということはないのではないか。

ADRの活性化のためには、時効中断効の付与は必要であると考え、ADRで紛争解決をする期間を区切って、その期間だけ時効が進行しないような仕組みも考えられないか。考え方としては、時効中断効というよりも、時効の停止に近いが、こ

のような選択肢も考えられるのではないか。

A D Rにおける時効の問題を解決する方法としては、「時効中断」のほかにも、UNCITRAL モデル調停法の議論の過程で出されたように、時効を「停止」させる（いわゆるチェス・クロック）方式や、アメリカで行われているように、時効中断事由は訴えの提起等に限定しつつ、A D Rの進行中は裁判の期日を入れない（もっぱら時効中断のための訴えの提起も認める）方式もあり得るので、最初の段階ではあまり選択肢を絞り込まず、幅広く検討しておくべきではないか。

次のような観点からも、時効中断効は広く認められるべきであると考えられる。

- ・ 時効が中断するかどうかについて裁判所に持ち込まれる争いは、法律で制度を作ることによって減るはずであるし、時効中断を目的とした訴えの一部がA D Rに回ってくることなどを勘案すれば、裁判所の負担は軽減されるのではないか。
- ・ 時効は立証の問題であるから、A D Rが第三者として証明することができるように制度を仕組みれば、立証も簡単になると思われる。
- ・ 現在、A D Rでの紛争解決中に時効の完成が近づいてくると、主宰者は申立人に対して、時効中断のための訴え提起を打診すべきかどうかという問題が生じている。この場合、打診すれば主宰者としての中立性が疑われ、打診しないまま時効が完成すれば不信を買うことになり、いずれにしても問題がある。

時効中断効の付与のオプションについて、効果という面からみると、

- ・ 「時効停止タイプ」は日本の法制度の中では異例であり、導入は困難ではないか。
- ・ 「仲裁タイプ」のように、A D Rでの手続開始自体に時効中断効を与える考え方は、必ず第三者の判断により解決されるときにのみ可能であって、調整型を含むA D R一般に適用するのは困難ではないか。
- ・ 「個別労働紛争解決促進法タイプ」のように、訴訟へのつなぎの手続としてA D Rを捉える方が、要件も軽くなり、現行制度との整合性もとれるのではないか。
- ・ 民法第151条の類推適用が可能かどうかについては、なお解釈論として残るものの、制度論としては「個別労働紛争解決促進法タイプ」がよいと考える。

時効中断効を付与するための要件としては、

- ・ ドイツ民法のように、交渉開始についての相手方の合意が時効中断への手がかりとなれば、A D Rの独立性や公正性は必ずしも必要ではないのではないか。
- ・ 手続的安定を確保するため、一定のA D R機関を認定する方法をとってもよいのではないか。この場合には、認定機関に直ちに時効中断効を付与する仕組みと、電子署名法のように、法的効果を与えずに、より緩い基準で機関を認証することで、事実上の効果として証明を軽くする仕組みとが考えられる。

時効中断効を付与する制度としては、広い意味での「時効停止タイプ」の方が、A

D Rの趣旨に沿っていると思われる。

- ・ UNCITRAL における調停モデル法の議論の中では、調停終了時にこれまで進行していた時間をゼロにまで戻す必要がないのではないかと考え方が根底にあったために、時効中断ではなく時効停止を選択したのではないと思われる。
- ・ 個別労働紛争解決促進法などでも、不調の場合には、後に訴え提起が控えている場合にのみ時効が中断し、広い意味での時効停止タイプとみることにもできるから、既存制度との整合性についても、それほど異なっていないといえるのではないか。
- ・ ドイツ民法では当事者間での交渉に時効停止を認めていることから、A D Rでの紛争解決と交渉との間に線を引くことがよいのかどうか考える必要がある。

時効中断を認めるための制度としては、仮に、以下の方法を考えることができる。

- ・ A D Rへの申立て自体に時効中断効を与える方法については、民法では訴えが却下されれば時効中断効が生じないこととのバランスから考えて、和解にまで至らない可能性が高いA D Rへの申立てにこれを認めることは、かなり難しい。
- ・ 時効中断を認めている現行の個別法は、民法第 15 1 条の内容を明らかにしたものと解することができ、これと同様に、A D Rが不調に終わった後に、訴えを提起すればA D Rへの申立時に遡って時効が中断するという方法は、現行制度との比較からみても無理がなく、今後要件を絞っていけば、立法は可能かもしれない。
- ・ 民法第 1 5 3 条の催告に当たるものとして、6 ヶ月以内に訴えを提起すれば時効中断効が生じるものとする方法も考えられる。
- ・ ドイツ民法のように、交渉開始から終了までの間は時効が停止するという方法も考えられる。民法とは別の法体系として規定するのであれば、可能かもしれない。

## 執行力の付与

### (基本的考え方・留意点)

執行力については、現在認められている債務名義との関係や、どのような要件を課すのかについて、国家による強制力の行使を基礎付けるものとして、慎重な検討がされるべきである。

執行力の付与については、当事者に十分な情報が提供され、選択の余地が確保されることを前提に、十分に議論する必要がある。

A D Rにおける合意内容に関して債務不履行が生じた場合に、再度合意を得る努力をせず、すぐに国家権力による執行に結び付けるのは、私的自治による紛争解決というA D Rの基本理念に反するのではないか。

消費者の立場からの考え方としては、

- ・ ADRの定義付けがはっきりしないままに、執行力を付与するかどうかの議論を進めるのはよくない。また、アンケート等で要望が高いからといって、既存のADRの現状を追認する形で執行力を付与するというのはいない。
- ・ 当事者がどの段階で執行力の選択という問題と向き合うのか。ADRへの入口の段階、ADRでの手続開始後、ADRでの結論が出た後のいずれかの段階で執行力を付与するかどうかを選択することになると思われるが、例えば のような形であれば、あった方がよいとする意見もある。
- ・ ADRの手続が非公開であるために、執行力の選択に必要な情報まで得られないというのは問題である。

UNCITRAL 調停モデル法の議論の中では、各国の間で、そもそも執行力を付与することが望ましいかどうか議論があり、考え方の方向が一致しているとはいえない。

執行力の付与について検討する際には、仲裁から相談・苦情処理までの幅広いADR全体について漠然と議論するのではなく、はっきりと調停・あっせんを念頭に置きつつ、その性格を見据えながら議論を進めていくべきである。

弁護士会仲裁センターでは、自ら又はこれと同視し得る程度の機関のみを対象に、執行力を付与すべきかどうかを議論していることを付言しておく。

また、弁護士会の内部でも、必ずしも執行力の付与に賛成というわけではなく、

- ・ 執行力の付与によってADRの良さが失われてしまい、そもそもADRとは言えなくなるのではないかという危惧があるため、執行力の付与には反対である。
- ・ 執行力を付与するADRには、一定の要件を求めるべきである。
- ・ 裁判所との連携の問題と捉え、即決和解や公正証書の形で執行力をつけるものとして、これらの手続を簡略化する方法を考えられないか。

といった多様な議論があることに注意すべきである。

執行力は、実際に執行することよりも、履行を促進することに大きな役割を担っている。また、合意内容が履行されない場合でも、再度ADRにおける話し合いを促進する役割もある。

ADR機関に対して、執行力を付与するための要件を示して、再度要望を聞いてみることにして、その際に、各ADR機関の体制も調査すればどうか。

執行力の危険性については、十分認識する必要がある。裁判所における実態をみても、裁判所の後見的な役割が無いと、代理人がついていない者に不利な合意が結ばれる場合も多く、当事者間の合意にそのまま執行力を与えるの危険である。

執行力というのは、国家権力の赤裸々な発現とみることもでき、その根源たる力をどのように付与すべきかということについては、慎重な議論が必要である。

これまでの議論では、すべてのADRを対象に、両当事者の合意に直ちに執行力を与えるということは有り得ないという点では意見が一致しており、今後、ADRに独自の執行力を付与するためには、どのような要件・手続を求めるべきかという議論と、既存の制度を利用して執行力を付与する方法を考えた場合には、どのような工夫が可能かという議論を、併行して進めていく必要がある。

### （執行力付与の方法）

次のような理由により、法律により執行力が付与されるADRを個別に指定する方法によってはどうかと考える。

- ・ ADR全体を念頭に要件を議論すると、場合によってはADRを規制する方向につながりかねない。
- ・ 即決和解等の既存制度をいわゆる便法として利用しやすくすることについては、便法自体にも問題があるし、そもそも当事者に二度手間をかける方法であり、今後ADRが取扱う事件数が増えれば対応できなくなる可能性がある。
- ・ 執行力を付与するかどうかは、「政策論」で解決すべき問題である。不履行が生じた場合に二度手間となることを避けるために、合意時点と執行との間の時間的な間隔を縮小することも、政策的にはありうるのではないか。
- ・ 執行力を付与するADRをどのように選別するかについては、現行制度では執行力が与えられる場合がすべて法律に定められていることも考えると、ADRについても、具体的にどの機関にどのような形で執行力を付与するのかを特定して、法律によって定めるべきであると考ええる。

執行力の付与について議論する場合には、既存の法制度との整合性について考えなければならない。

- ・ UNCITRAL 調停モデル法の議論の中でも、仮に調停に執行力を付与するとしても、手続面でも効力面でも、仲裁を超えることはできないという考え方であった。
- ・ 契約についての一般理論では、調停における和解合意には単なる民法上の和解契約の効果しか与えられていないことを考えれば、ADRであるから直ちに執行力を与えてよいという議論は短絡的すぎるのではないか。
- ・ 現行の執行法制では、一定のプロセスに着目しているというより、むしろ、公務員が関わった場合にのみ執行力を与えているとみることでもできる。ADRに執行力を与えるかどうかを議論する際は、このような現行制度の仕組みを越えるべきかどうか、越えるとすればどのような理由なのかを考えなければならない。

執行力の問題に関しては、アンケート結果の見方には慎重であるべきであり、執行力を付与する対象については、何らかの限定をせざるを得ない。

執行力を付与するためのアプローチの範囲は、それほど広くないと思われ、

- ・ ADRにおける合意の公証という観点から見た場合、ADRに公証に代替する効力を付与することが考えられるが、国の機関である公証人に代替する権限を民間に認めるべきかどうかという議論がある上、少なくとも認証制を採らざるを得ないし、公証制度の要件を越えることができないという制約があると考えられる。
- ・ 内容や手続のチェックという観点から見た場合、裁判所の執行判決(決定)など、いずれかの段階で裁判官がチェックすることが考えられるが、類似の制度をもつフランスと比較しても、すべてのADRに認められるかどうか疑わしいし、即決和解を利用する方法に比べてどれだけメリットがあるかという疑問も生じる。

執行力が認められている現行制度の中でも、実質的な合意内容は当事者が調達しているものもあり、さらに仲裁では公務員の認証を必要としていないことを考えれば、ADRにおける調停のように、主宰者が交渉過程に関与しており、さらに当事者の合意があるものについては、公務員の関与がなくてもよいのではないかと。

調停人には仲裁人のような公正・中立義務が課されていないという意見もあるが、不満のある当事者に中途離脱が許される調停には、そもそも公正性・中立性に向かわざるを得ない力学があり、そのような批判は当たらないのではないかと。

執行力を付与する場合には、一度は裁判所を通す必要があると思われるが、そこまでして付与する必要があるのか疑問である。むしろ、ADRで合意された場合には即決和解の手続を早めるルールを作るなど、既存の制度を利用するルートも考えられるのではないかと。

## 裁判手続との制度的連携

### (基本的考え方・留意点)

裁判手続との連携を制度化するためには、主にADR側に一層の体制整備が求められるものと思われ、簡易・迅速・廉価な紛争処理手続を有する民間型ADRの長所を保つことにも考慮する必要がある。

ADRの手続が裁判手続との連携を前提として行われることによって、運用の柔軟性が失われ、ADRの特性がかえって損なわれることになるのではないかと。

長期的な視点で見れば、裁判手続との連携の問題を考えることは重要であり、諸外国でも、連携はADR振興策の中核として捉えられており、特に裁判所への信頼が強い我が国では、裁判所との連携を持つことによって、ADRの信頼性を高めることになると思われ、一定の規定を設けることを積極的に考えるべきである。



A D Rはできるだけ自由に設計されるべきである一方、裁判所からまったく離れて存在するということはありませんという観点から、裁判とどのような関係を持つのかについて考える必要があるのではないかと。

### **（A D R過程で得られた情報の裁判手続への積極的引継ぎ）**

裁判実務に携わる立場からの意見を述べれば、A D Rに出された主張や書証については、訴訟の場に提出されなければ、裁判所としては取扱いようがないのではないかと。

P Lセンターを中心に、裁判手続に自動的に移行するのは弊害が大きいのではないかという意見が強い。

A D Rにおける交渉の結果をA D Rの主宰者が証人として裁判の場で証言するという仕組みは考えられないか。

### **（A D R過程で得られた情報の裁判手続等への引継ぎ制限）**

A D Rに提出された資料の訴訟手続における利用については、現行の制度では、訴訟資料は当事者から提出されたものに限られることや、原則として証拠能力の制限がないこと、証拠制限契約が締結されたとの取扱いも可能であることに留意する必要がある。

民訴法を前提にすれば、裁判官の自由心証主義との関係からも問題が生じると考えられる。

裁判実務に携わる立場からの意見を述べれば、訴訟の場に提出されたものについて、証拠能力がないとして裁判所が取り調べないということも有り得ず、証拠制限契約が結ばれている場合には、証拠価値が著しく低いものとして取扱うということになるのではないかと。

当事者間の合意がある場合を除き、調停手続で得られた情報を訴訟へ引き継ぐことを禁止するUNCITRAL調停モデル法第10条の趣旨は十分に理解できるものである。デフォルトルールとして、調停合意がなされた場合には証拠制限契約が結ばれたものとみなす規定を置くことも考えられ、このような規定であれば、現行の民事訴訟法との整合性もとれるのではないかと。

A D Rをどのように捉えるのかが定着していない段階で、制度化を図るのは適当ではなく、運用面での問題と考える方がよいのではないかと。

情報の引継ぎ制限は、当事者の意思に左右されるものであり、法律がなければ解決できないというわけではないが、デフォルトルールをどう決めるかという点については、国際的な潮流にも配慮が必要である。

個々のADRが証拠の取扱いを明らかにすることによって、当事者が証拠制限契約を結ぶかどうかを選択する機会を与えることも考えられるのではないかと。

ADRにおける情報は原則として裁判所に提出して、できるだけ訴訟の場で活用されることが望ましいのではないかと。

### **(ADRにおける証拠調べ等についての裁判所の協力)**

そもそも、当事者の合意に基づく解決が特長のADRが、厳格な証拠調べを行う必要があるのかという点から疑問があるし、裁判実務に携わる立場からいえば、実態がわからない事件について、裁判所が的確な証拠調べを実施できるとは思えない。一定の手続が法令上規定されている仲裁とは事情が異なるのではないかと。

ADRでの解決は、あくまでも当事者同士の話し合いによるべきであり、裁判所に協力を求めることには反対である。

当事者間というよりも、第三者に対する証拠調べが必要なのに当該者が任意では話をしてくれないというような場面で必要となる制度であると考えられる。

仲裁と異なり、最終的に解決される保証がない調停等においても、第三者に証拠調べを強制することが適当かという点について議論する必要がある。

### **(調停前置のADR前置への置換え)**

調停前置をADR前置に置き換えることについては、調停前置主義が採用された趣旨をどう見るかによって決まるのではないかと。

裁判実務に携わる立場からの意見を述べれば、ADRにおいて実際に話し合いがされていて、さらに交渉の余地が無い場合には、調停前置の要件を満たすものと規定されれば、ADR前置に置き換えることは可能ではないかと。

調停前置をADR前置に置き換えることについては、制度化を図ることが考えられるのではないかと。

### **(ADR継続中の訴訟手続停止)**

当事者の同意があれば、事実上の対応は可能であろうが、裁判所の職権で訴訟手続を停止することはできないのではないかと。

UNCITRAL 調停モデル法の議論でも、調停手続中に訴訟手続を中止するかどうかについては賛否両論があって、最終的な規定から落ちたという経緯があるので、慎重な議論が必要ではないかと。

## (付ADR)

裁判所が事件をADRに付することについては、裁判を受ける権利との関係や、費用負担の問題にも留意する必要がある。

当事者の同意があれば、事実上の対応は可能であろうが、裁判所の職権でADRに回付することはできないのではないかと。

訴訟係属事件の争点整理等をADRに委ねるといっても、ADRの争点整理結果を当事者が利用し、裁判所としてもこれを受け入れるというスタンスになるのではないかと。

ここまで踏み切って制度化する必要があるかどうかという疑問もあるが、長い先を見て法律を作ることを考えれば、漠然とした規定を入れておいてもよいのではないかと。

付ADRは、ADRの振興という観点からみれば大きな鍵になると思われるが、コスト負担をどうするのかという問題、また、ADRでの合意内容に判決と同じ効力が付与されないとなると裁判を受ける権利との関係でも問題があると思われ、やはり当事者の同意が必要となるのではないかと。

付ADRは裁判手続との連携の最大のポイントであろうが、現時点で制度化することは難しいと思われ、将来的な課題として努力目標を規定したり、ADRと裁判所との協議組織を設ける規定を置くなど、現段階で可能なことを規定するのがよいのではないかと。

専門的な事案についてはADRを活用する方策があり得るかもしれないが、裁判所に提出した案件が職権でADRに振り分けられるというのは反対であり、最低限、当事者の同意は必要と考える。

### 専門家の活用

#### (基本的考え方・留意点)

ADRにおける専門家の活用については、ADRに係る共通的な制度基盤を整備するという側面からの議論と、法曹制度の中での個別士業等の位置付けという側面からの議論があることに留意する必要がある。

専門家の活用は、弁護士法第72条やADR全体の制度論(ADRに対する規制のあり方等)にも波及する問題であるが、専門家の有する2つの専門能力の活用という司法制度改革審議会の意見書の趣旨に沿って、まず、実態を踏まえて基本的なところを議論していくべきではないかと。

### **(ADRの主宰者等に求められる能力)**

専門家の有する専門性には、紛争内容に関する専門能力とともに、特に調整型については紛争解決そのものに関する専門能力という2つの面があり、その双方について活用のあり方を整理していくことが重要ではないか。

ADRの主宰者となるためには、法的知識や紛争内容に関する専門能力のほかに、紛争解決に関する専門能力も必要とされるのだから、法曹関係者にもいえることであるが、ある分野の専門家が直ちにADRを主宰する能力があるとはいえず、ADR主宰者への研修や資格認定についても検討する必要があるのではないか。また、ただADR機関が乱立するのではなく、機関相互の連携やワンストップ・サービスの仕組みの検討も必要である。このためには、研修の充実や関係機関間の連携の問題ともどこかの段階でリンクさせて、法や行政ができることは何かを考えなければならないのではないか。

### **(専門家の活用形態)**

ADRにおける専門家の活用形態としては、主宰者の補助者としての専門的知見の活用を考えていくのが一般的ではないか。各々の専門家の有する専門性の分野は細切れであり、本日のヒアリングのように、個々の専門家がADR機関を設立して主宰者となるという形では、トータルな紛争解決サービスを求める利用者のニーズには応えられないし、果たして、司法制度改革審議会の意見書が望んだ姿といえるのか疑問がある。

仮に、各々の専門家ごとにADR機関を設立することとなると、的確に機能するのか、質の確保がなされるのか、国民にわかりやすいものとなるのかという点で疑問である。専門家の知見の活用形態については、もう少し基本的なところから考えていかなければならないのではないか。

弁護士法第72条の規制については、既にいくつかの士業法では例外扱いされており、また、調停委員としても専門家が活用されているのであるから、一概に補助者以外の活用形態を否定することなく、前向きな形で制度を仕組んでいく必要があるのではないか。

世界的にみても、ADR振興の動きが生じている大きな要因には、紛争解決を法曹三者に任せてよいのかどうか、むしろ自由な観点で多様な紛争解決が目指されてもよいのではないかという考え方の存在がある。このためには、ADRの活動に規制がかけられることは望ましくないし、ADRを作ってはいけないという議論はできないのではないか。

専門家ごとのADR機関が林立する姿が理想的な姿とは思わないが、紛争解決サー

ビスについて、国家による規制は最低限に留め、市場を通じた淘汰に委ねるべきとの立場からは、たとえ専門家ごとのADRが乱立する姿が理想的ではないとしても、最初から参入を規制するのではなく、不都合が生じた段階で対応するという、自律的努力に期待するのが望ましいのではないかと。

ADRの利用者は、まず相談窓口を経てからADR主宰者のところへ行くのが通常の姿ではないかと思われる。このため、利用者が気軽に相談できる窓口の充実や、窓口と主宰者との連携が必要であり、紛争解決の主宰者ばかりでなく、相談担当者として専門家を活用することも重要ではないか。

## その他

### （情報提供面での連携等）

日本でも多くのADRが活動しているのに利用が少ない理由の一つは、利用しようとする者にとって、ADRに関する情報が決定的に不足していること（認知度の低さ）にあり、紛争解決にふさわしい機関を見つけやすくすることが急務であるのではないかと。

社会に生じる様々な問題について、第三者が援助することで自主的な解決が可能となるケース、代理人に頼んでしまったために解決が困難になるケースも多くあると思われる。裁判と並ぶ競争力を持った紛争解決手段というよりも、裁判に持ち込まなくても済むような紛争解決手段として、ADRというものを議論する必要がある。法的効果を与えるか否かを与えるかを先行させるよりも、多様な紛争解決のメニューがあるという情報を広く提供していくシステムの構築や主宰者の質の確保について議論することが必要ではないか。つまり、最終的な法的な決定がなくても円満に解決が図られるようサポートする機関としてADRを育成することについて議論する必要がある。

### （担い手育成での連携等）

担い手の育成についても、法曹養成の在り方の議論とも関連しつつ、さらに深く検討する必要がある。

ADRの担い手に対するサポート体制を作ることも必要である。

調停等のスキルの養成をロースクールのカリキュラムに盛り込むなど、長い視野に立って担い手を育成することが必要と考える。

担い手のトレーニング手法を拡充し、質の確保を図るべきである。

担い手の育成面での問題を解決することが重要であり、その際には、財政面にも目を向けるべきである。

A D Rの現状をみると、紛争解決のノウハウについての研究が遅れている。

A D Rは担い手の質に負うところが大きい。自分の経験でも、代理人、鑑定人等の形で第三者が関与することでかえって紛争が複雑化してしまうこともあり、そういう意味でも、主宰者の中立性・公平性の確保や主宰者・機関に対する支援は重要である。

### (その他)

オンライン上のトラブルは、相手方が不明であったり国際的なトラブルであるため解決が困難な場合が多く、また、被害額の少額なものが多いので、相手方が特定できる手段や低廉で利用者に身近な窓口の整備、外国の団体との連携などを図っていく必要。

オンライン上のトラブルに関連して、わが国は、セキュリティ保護に比してプライバシー管理が遅れているという問題がある。